

愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター標本管理要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター（以下「センター」という。）の研究・教育普及活動に資するとともに、生物多様性の理解や保全に寄与し、センターの社会的役割を高めることを目指して、標本の戦略的な収集及び長期保存並びにセンター内外での活用を的確に行うため、標本管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(標本の定義)

第2条 本要領における標本とは、センターの業務・研究活動に伴い収集された生物の個体及びその集合で、センターで登録・管理されている標本及びその集合体をいう。

(標本の構成)

第3条 標本の詳細は以下のとおりとする。

	標本名	詳細
1)	希少野生動植物標本	主に愛媛県内で採集された希少野生動植物の標本
2)	外来動植物標本	主に愛媛県内で採集された外来動植物の標本
3)	愛媛県の生物多様性に係る動植物標本	センターの業務・研究に関連して、主に愛媛県内で採集された、上記1、2に該当しない動植物の標本
4)	受託標本	センターの業務・研究に関連して、管理を受託した標本

(標本管理責任者の設置)

第4条 センターは、標本管理を適切に行うため、標本管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、センター長の職にある者をもって充てる。

(標本の管理)

第5条 管理責任者は、標本の管理に際し、標本に登録番号を付し、標準和名、学名、採集場所、採集年月日などの情報を台帳およびデータベースに記録整理する。

(標本の保存)

第6条 標本は、第7条に定める場合を除き、恒久的に保存するものとする。

2 標本の保存は、他の研究機関でも広く採用され、長期保存に適することが国際的に認められている方法を採用するものとする。

(標本の廃棄)

第7条 管理責任者は、状態が著しく劣化又は利用価値がないと認められる標本を廃棄することができる。

(標本の利用)

第8条 標本を利用する者（以下「利用者」という。）は、別に定める手続により、標本利用の許可を受けなければならない。

2 利用者は、利用の許可を受けた標本の取扱いについて、管理責任者の指示に従わなくてはならない。

(標本の貸与)

第9条 標本は、別に定める手続により、貸与することができる。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、当該標本の取扱いについて管理責任者の指示を遵守して、次に掲げる責務を守ることとする。

- (1) 標本を適切に管理し、管理責任者の指定した期限内に返却すること。
- (2) 標本の第三者への転貸又は譲渡を行わないこと。
- (3) 異動等で所属機関を変更する場合、標本を異動前に返却すること。

(その他)

第11条 その他本要領に定めのない事務については、利用者は管理責任者の指示に従うものとする。

附則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。